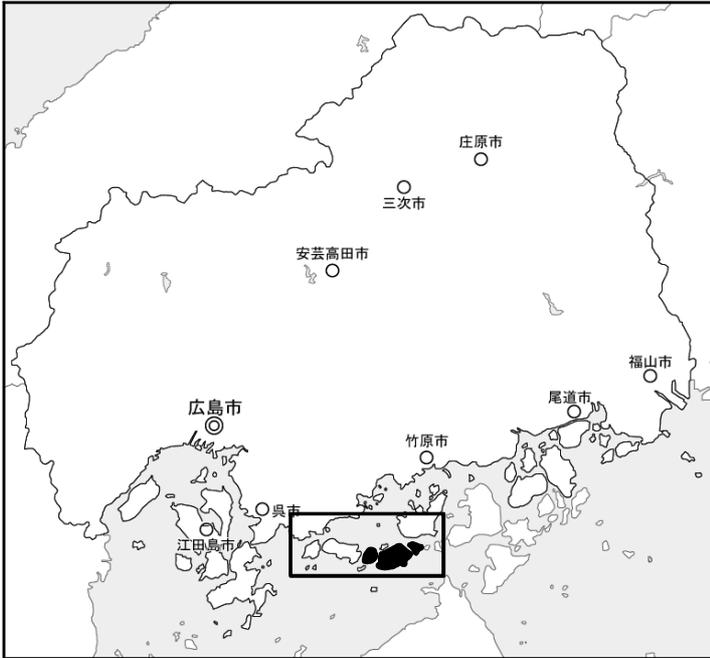


離島振興対策実施地域の指定解除について

平成22年2月26日

# 広島県豊島・大崎下島(下大崎群島)及び愛媛県岡村島(関前諸島)の離島振興対策実施地域の指定解除について

架橋名 豊島大橋、豊浜大橋、平羅橋、中の瀬戸大橋、岡村大橋  
 箇所 上蒲刈島(本土側)～豊島～大崎下島～(平羅島)～(中ノ島)～岡村島



# 1 調査対象地域

## 広島県豊島の概要

|                 |          |                      |
|-----------------|----------|----------------------|
| 県・市町村名          |          | 広島県呉市                |
| 指定地域            |          | 下大崎群島                |
| 島名              |          | 豊島                   |
| 面積              |          | 5.66 km <sup>2</sup> |
| 人口（H17国調）       |          | 1,557人               |
| 島の性格類型          |          | 内海・本土近接型             |
| 指定              | 回数       | 第8次指定                |
|                 | 年月日      | S34.5.8              |
| 就業者数<br>(H17国調) | 第1次産業    | 517人                 |
|                 | 第2次産業    | 75人                  |
|                 | 第3次産業    | 251人                 |
| 学校数             | 保育所・幼稚園数 | 1                    |
|                 | 小学校数     | 1                    |
|                 | 中学校数     | 1                    |

## 広島県大崎下島の概要

|                 |          |                       |
|-----------------|----------|-----------------------|
| 県・市町村名          |          | 広島県呉市                 |
| 指定地域            |          | 下大崎群島                 |
| 島名              |          | 大崎下島                  |
| 面積              |          | 17.46 km <sup>2</sup> |
| 人口（H17国調）       |          | 2,897人                |
| 島の性格類型          |          | 内海・本土近接型              |
| 指定              | 回次       | 第9次指定                 |
|                 | 年月日      | S36.9.27              |
| 就業者数<br>(H17国調) | 第1次産業    | 1,013人                |
|                 | 第2次産業    | 170人                  |
|                 | 第3次産業    | 541人                  |
| 学校数             | 保育所・幼稚園数 | 2                     |
|                 | 小学校数     | 1                     |
|                 | 中学校数     | 1                     |

## 愛媛県岡村島の概要

|                 |          |                      |
|-----------------|----------|----------------------|
| 県・市町村名          |          | 愛媛県今治市               |
| 指定地域            |          | 関前諸島                 |
| 島名              |          | 岡村島                  |
| 面積              |          | 3.13 km <sup>2</sup> |
| 人口（H17国調）       |          | 507人                 |
| 島の性格類型          |          | 内海・本土近接型             |
| 指定              | 回数       | 第8次指定                |
|                 | 年月日      | S34.5.12             |
| 就業者数<br>(H17国調) | 第1次産業    | 112人                 |
|                 | 第2次産業    | 22人                  |
|                 | 第3次産業    | 120人                 |
| 学校数             | 保育所・幼稚園数 | 1                    |
|                 | 小学校数     | 1                    |
|                 | 中学校数     | 1                    |

## 2 離島振興対策実施地域の指定解除基準について

### 離島振興対策実施地域の指定解除基準について（抄）

（昭和53年3月27日 第43回審議会決定）

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律に基づき架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域の取り扱いについて

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律（これに基づく命令を含む。）に基づき、架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。

### 3 現地調査報告

#### 広島県下大崎群島豊島・大崎下島現地調査について(報告)

(1) 調査期間 平成21年10月28日(水)～29日(木)

(2) 調査結果(所見)

##### ①架橋による変化等

- ・路線バス乗り入れ、マイカー活用による交通利便性の大幅向上、緊急時の救急車による本土への搬送が可能となった。また、不燃ごみ・粗大ごみの本土運搬処理も容易となった。
- ・帰りの船の時刻を気にしなくてすむため、特にマイカー所有者の行動範囲の拡大、本土への出かける回数の増加等、島民の移動の自由度が飛躍的に向上し、生活圏域の拡大等が見られる。
- ・特産品である「大長みかん」等の農産物の出荷について、陸上輸送が可能となったことにより、時間的・量的制約が少なくなり経費の節減につながっている。
- ・近海で漁獲される良質なタチウオについて、架橋以前は、愛媛県側の沖買い業者へ売却していたが、豊島の漁協が中心となり、架橋に合わせて整備した水産物の共同出荷場を活用することにより、漁獲から出荷、輸送までを一手に担うことが可能となり、地域ブランド「豊島タチウオ」としての出荷がされるようになった。
- ・重要伝統的建造物群保存地区である御手洗地区や釣り場などの観光資源に恵まれていることから、観光客は大幅に増加している。案内板等の整備は進められてきているが、駐車場や食事処、トイレ等の受け入れ施設については必ずしも充足されていない。
- ・家電廃棄物やゴミの不法投棄が見られるようになった。
- ・小売り価格の低下が見られる一方、島外への消費流出により、島内の小売店で閉店したものも見受けられる。
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の空き家などを活用したコミュニティ・ビジネスの更なる展開、豊かな農水産資源の利用、高齢者に対応した観光プログラムの開発等を通じて島の観光の更なる活性化を図っていくことにより、来島者が気軽に島の良さや新鮮な農水産物を楽しめ、島らしさを実感できるようにする必要がある。

##### ②離島振興対策実施地域からの解除について

指定解除の要件を満たしており、解除することが適当である。

##### ③その他特筆すべき事項

- ・架橋開通により島民の永年の願いが実現し、多様な効果がみられる。反面、現状では架橋のメリットを活かしきっていない面も見受けられる。瀬戸内海の誇るべき歴史文化資産である御手洗地区や豊かな農水産資源を有効に活用し、島の活性化に結びつけていく努力が一層必要と思慮される。

国土審議会離島振興対策分科会委員  
阿比留 勝利  
山下 東子  
渡 邊 東

## 愛媛県関前諸島岡村島現地調査について(報告)

(1) 調査期間 平成21年10月28日(水)～29日(木)

(2) 調査結果(所見)

### ①架橋による変化等

- ・呉市消防局と今治市消防本部が消防相互応援に関する協定を締結することにより緊急の際の救急車(陸路)による本土搬送が可能となった。
- ・マイカー利用者の交通利便性の大幅な向上が図られることにより、行動範囲の拡大、本土への出かける回数の増加等が見受けられる。
- ・広島県の本土側から広島県豊島・大崎下島まで乗り入れを開始したバスは、愛媛県岡村島には乗り入れを行っていない。
- ・近海で漁獲される鮮魚について、漁協が保冷車を導入し、陸上輸送を活用することによりコスト縮減及び販路拡大を図っている。
- ・休日を中心として、主に釣りを目的として島を訪れる人が大幅に増加した。
- ・島民が自宅に鍵をかけるなど治安に対する不安が増した。また、ゴミの不法投棄に対する不安も増大している。
- ・増加した観光客をターゲットとして、豊かな農水産資源を活用して一部で展開されている来島者への鮮魚やみかんの販売の更なる充実を図るとともに、来島者が新鮮な農水産物を楽しめ、島の良さを実感できるようにしていくことが重要である。

### ②離島振興対策実施地域からの解除について

- ・指定解除の要件を満たしており、解除することが適当である。

### ③その他特筆すべき事項

- ・広島市や呉市からのバスの乗り入れ、大崎下島からの上水道の分水問題、大崎下島の御手洗地区を訪れる観光客の岡村島への取り込み等、豊島・大崎下島と岡村島との間に県境が存在すること等により支障となっている課題について、広島県と愛媛県及び関係市が連携して解決に努めていくことが望まれる。

国土審議会離島振興対策分科会委員

阿比留 勝利

山下 東子

渡 邊 東

〔参考〕 最近の指定解除事例

| 指 定<br>解 除 年 次 | 告 示 番 号                        | 告 示<br>年 . 月 . 日 | 解 除<br>年 . 月 . 日 | 地 域 名 | 解 除 地 域  | 備 考   |
|----------------|--------------------------------|------------------|------------------|-------|--|---|
| 第14次指定<br>解除   | 総理府告示<br>第5号                   | H5.3.9           | H5.4.1           | 生月島   | 長崎県 北松浦郡生月町  | 昭和28年12月23日総<br>理府告示第261号で指<br>定した生月島を解除す<br>る。                                   |
|                |                                |                  |                  | 芸備群島  | 広島県 因島市原町、洲江<br>町、豊田郡瀬戸田町<br>高根島、大字萩、大<br>字御寺、大字宮原、<br>大字名荷      | 昭和36年9月27日総<br>理府告示第25号で指<br>定した高根島及び昭和39<br>年7月9日総理府告示<br>第26号で指定した生口<br>島を解除する。 |
| 第15次指定<br>解除   | 総理府告示<br>第8号                   | H10.3.3          | H10.4.1          | 長 島   | 鹿児島県 出水郡東町伊唐島  | 昭和28年10月28日総<br>理府告示第212号で指<br>定した長島地域の一部<br>を解除する。                               |
| 第16次指定<br>解除   | 総理府告示<br>第64号                  | H12.12.20        | H13.4.1          | 大 島   | 和歌山県 西牟婁郡串本町大<br>島   | 昭和29年10月14日総<br>理府告示第854号で指<br>定した大島を解除す<br>る。                                    |
|                |                                |                  |                  | 蒲刈群島  | 広島県 安芸郡蒲刈町、下蒲<br>刈町  | 昭和36年9月27日総<br>理府告示第25号で指<br>定した蒲刈群島を解除<br>する。                                    |
|                |                                |                  |                  | 越智諸島  | 愛媛県 越智郡吉海町(津島<br>を除く。)、宮窪町(鶴<br>島を除く。)、伯方町、<br>上浦町、大三島町          | 昭和39年7月9日総<br>理府告示第26号で指<br>定した越智諸島の一部<br>を解除する。                                  |
|                |                                |                  |                  | 蠺ノ浦大島 | 長崎県 西彼杵郡崎戸町(江<br>ノ島、平島、御床島、<br>芋島を除く。)、大島町<br>(端ノ島及び中ノ島を<br>除く。) | 昭和28年12月23日総<br>理府告示第261号で指<br>定した蠺ノ浦大島の一<br>部を解除する。                              |
| 第17次指定<br>解除   | 総務省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>告示第1号 | H14.3.27         | H14.4.1          | 角 島   | 山口県 豊浦郡豊北町角島   | 昭和32年12月25日総<br>理府告示第509号で指<br>定した角島を解除す<br>る。                                    |

〔参考〕 指定及び指定解除の経緯

| 指定等年次      | 告 示<br>年 月 日 | 指定及び指定<br>解除年月日 | 告 示 番 号                       |
|------------|--------------|-----------------|-------------------------------|
| 第 1 次指定    | 昭和28. 10. 28 | 昭和28. 10. 26    | 総理府告示第 212 号                  |
| 第 2 次指定    | 28. 12. 23   | 28. 12. 21      | 〃 第 261 号                     |
| 第 3 次指定    | 29. 10. 14   | 29. 10. 12      | 〃 第 854 号                     |
| 第 4 次指定    | 30. 7. 19    | 30. 7. 15       | 〃 第 1337 号                    |
| 第 5 次指定    | 30. 10. 20   | 30. 10. 18      | 〃 第 1466 号                    |
| 第 6 次指定    | 32. 8. 16    | 32. 8. 14       | 〃 第 379 号                     |
| 第 7 次指定    | 32. 12. 25   | 32. 12. 23      | 〃 第 509 号                     |
| 第 8 次指定    | 34. 5. 12    | 34. 5. 8        | 〃 第 226 号                     |
| 第 9 次指定    | 36. 9. 27    | 36. 9. 25       | 〃 第 25 号                      |
| 第 10 次指定   | 39. 7. 9     | 39. 7. 7        | 〃 第 26 号                      |
| 第 10 次追加指定 | 42. 8. 26    | 42. 8. 18       | 〃 第 42 号                      |
| 第 11 次指定   | 平成12. 12. 28 | 平成12. 12. 15    | 〃 第 81 号                      |
| 第 1 次指定解除  | 昭和42. 8. 26  | 昭和43. 3. 31     | 〃 第 43 号                      |
| 第 2 次指定解除  | 44. 3. 25    | 44. 3. 31       | 〃 第 10 号                      |
| 第 3 次指定解除  | 45. 3. 28    | 45. 3. 31       | 〃 第 9 号                       |
| 第 4 次指定解除  | 46. 3. 30    | 46. 3. 31       | 〃 第 10 号                      |
| 第 5 次指定解除  | 50. 3. 31    | 50. 3. 31       | 〃 第 13 号                      |
| 第 6 次指定解除  | 51. 3. 31    | 51. 3. 31       | 〃 第 13 号                      |
| 第 7 次指定解除  | 53. 10. 18   | 54. 3. 31       | 〃 第 33 号                      |
| 第 8 次指定解除  | 54. 3. 20    | 55. 4. 1        | 〃 第 7 号                       |
| 第 9 次指定解除  | 57. 7. 24    | 58. 4. 1        | 〃 第 26 号                      |
| 第 10 次指定解除 | 58. 11. 26   | 59. 4. 1        | 〃 第 32 号                      |
| 第 11 次指定解除 | 60. 3. 11    | 60. 4. 1        | 〃 第 7 号                       |
| 第 12 次指定解除 | 62. 12. 22   | 63. 4. 1        | 〃 第 26 号                      |
| 第 13 次指定解除 | 平成 2. 12. 27 | 平成 3. 4. 1      | 〃 第 49 号                      |
| 第 14 次指定解除 | 平成 5. 3. 9   | 平成 5. 4. 1      | 〃 第 5 号                       |
| 第 15 次指定解除 | 平成10. 3. 3   | 平成10. 4. 1      | 〃 第 8 号                       |
| 第 16 次指定解除 | 平成12. 12. 20 | 平成13. 4. 1      | 〃 第 64 号                      |
| 第 17 次指定解除 | 平成14. 3. 27  | 平成14. 4. 1      | 総 務 省<br>農林水産省 告示第1号<br>国土交通省 |